

我孫子市都市計画税条例の一部改正の主な内容

改正概要

令和3年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されます。それに伴い、我孫子市都市計画税条例の一部条項について3月31日までに改正する必要があるため、専決処分により我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、この専決処分については、令和3年第2回市議会定例会において報告し承認を求めることになります。

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日						
1	附則第1項から 附則第5項	地方税法（附則第15条）の改正により、引用項番号を改正する。	令和3年4月1日						
2	附則第7項から 附則第11項まで	<p>宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例</p> <p>令和3年度は固定資産の評価替えの年になり、地価下落地域における土地の評価額の修正や、家屋の再建築費 評点基準表の改正等の措置があります。</p> <p>※現行の負担調整措置及び以下の特例措置の適用期限が3年間延長されます。</p> <p>税負担急増土地に係る条例減額制度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用期限</td> <td>平成30年4月1日～令和3年3月31日</td> <td>令和3年4月1日～令和6年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度限りの措置</p> <p>地価が上昇 → 令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</p> <p>地価が下落 → 令和3年度の課税標準額を適用する。</p> <p>適用対象 全ての土地（商業地等・住宅用地・農地等）</p>		改正前	改正後	適用期限	平成30年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和6年3月31日	令和3年4月1日
	改正前	改正後							
適用期限	平成30年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和6年3月31日							
3	附則第12項から 附則第15項まで	農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例 3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置	令和3年4月1日						
4	附則第18項	地方税法（附則第15条）の改正により、引用項番号を改正する。	令和3年4月1日						

5	附則第19項	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例 3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置	<u>令和3年4月1日</u>
---	--------	--	-----------------